

入札説明書(案)

分光光度計装置の購入に係る一般競争入札の公告(令和2年12月28日付け)に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長 成田 勝治

2 一般競争入札に付する事項

次の物品の購入

- (1) (地独) 青森県産業技術センターが取得する物品(以下「調達物品」という。)
 - ア 名称及び数量 分光光度計装置
1式
 - イ 規格等 別紙1仕様書のとおり
- (2) 納入期限
令和3年2月26日(金)
- (3) 納入場所
別紙1仕様書のとおり

3 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒030-0142

青森県青森市野木字山口221-10

(地独) 青森県産業技術センター 工業総合研究所(総務調整室)

TEL 017-728-0900(担当 三上)

FAX 017-728-0903

4 技術的事項に関する問い合わせ先

〒030-0142

青森県青森市野木字山口221-10

(地独) 青森県産業技術センター 工業総合研究所(技術支援部)

TEL 017-728-0900(担当 菊地)

FAX 017-728-0903

5 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年2月8日(月) 14時00分

(2) 場 所 青森県青森市野木字山口221-10

(地独) 青森県産業技術センター 工業総合研究所 I o T開発支援棟2階研修室

6 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本円通貨

7 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則(以下「契約事務細則」という。)第2条第1項から第3項に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 令和2年5月8日青森県告示第412号の一（物品等の競争入札参加資格）のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付けされ、青森県知事が競争入札に参加する資格を有するものとして認めた者であること。
- (3) 青森県の定める物品の製造の請負、買入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、開札の時までの間に受けていない者であること。
- (4) 開札の時までに青森県の定める指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

8 入札に参加する者が提出する書類

- (1) 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（別紙様式1）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - ア 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 1部
 - イ 製作仕様書 1部
 - (ア) メーカー名、規格及び性能等が明示されていること。
 - (イ) 調達物品の製作仕様の詳細を説明した図書で、別紙1仕様書の内容が網羅されていること。なお、別紙1仕様書の3 調達物品の仕様に関しては別紙Aの様式を使用すること。
 - (ウ) 調達物品の基本構造等が確認できる図面及び外観図（正面図、平面図、側面図、背面図）が添付されていること。
 - ウ 工程表 1部
 - 設計・製作（主要部品を下請け注文する場合は、その内容が明示されていること。）の工程、期間、検査場所及び納期が明示されていること。
- (2) 書類の提出期限
令和3年1月25日（月）17時
- (3) 書類の提出場所
青森県青森市野木字山口221-10
（地独）青森県産業技術センター工業総合研究所（総務調整室）
TEL 017-728-0900（担当 三上）
FAX 017-728-0903

9 落札対象

調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した8の（1）イの製作仕様書に基づく入札書のみを落札対象とする。

10 入札価格等

- (1) 入札価格
入札価格は、購入価格の総額とする。
- (2) 入札書の記載要領
 - ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札者は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する

ものとする。

- イ 入札書には、調達件名（入札に係る物品の名称及び数量）、入札金額、入札年月日を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記名押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人または当該法人の代表者の署名）しなければならない。
- ウ 代理人が入札を行う場合は、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名押印しなければならない。

1 1 入札書の提出方法

- (1) 代理人が入札するときは、入開札前までにあらかじめ入札者等から委任状を提出しなければならない。
- (2) 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により書留又は簡易書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、調達件名（入札に係る物品の名称及び数量）、入開札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には、「令和3年2月8日入開札、調達件名（入札に係る物品の名称及び数量）入札書在中」と朱書きの上、（地独）青森県産業技術センター工業総合研究所の担当者あてに「親展」により令和3年2月5日午後5時必着で提出しなければならない。
- (3) 電話、電報、ファクシミリによる入札は認めないものとする。

1 2 入開札の立ち合い

入開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

1 3 入札執行回数

原則として3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札した者と随意契約の協議を行う。

1 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金は、契約事務細則第34条の規定により、契約金額の100分の5以上の金額とする。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき。
 - イ 過去2年間の間に国、地方公共団体等とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれが無いと認められるとき。

1 5 落札者の決定方法

- (1) 9により落札対象と判断され、かつ、契約事務細則第13条および第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 再度入札等

- (1) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者は辞退扱いとし、参加することはできない。
- (2) 無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。
- (3) 2回目の入札に付し落札者がなく、かつ1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約により契約を締結する。

17 入札の無効

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札に関する指示条件に違反した入札

18 入札結果の通知

入札結果の通知及び公示は、地方独立行政法人青森県産業技術センター物品等又は特定役務の調達手続に関する契約事務細則第15条第1項及び第2項の規定により行う。

19 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が7に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (3) 契約書（案）は別紙2のとおりとする。

20 検査

検査は、契約事務細則第37条から第42条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

21 契約代金の支払方法

契約代金は、上記20の検査に合格した後において、当該受注者の請求により支払うものとする。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 印

担当者指名 印

連絡先
電話番号

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名
分光光度計装置に係る一般競争入札
- 2 申請書の提出期限
令和3年1月25日 17時
- 3 提出書類の名称及び提出部数
 - (1) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 1部
 - (2) 製作仕様書 1部
 - (3) 工程表 1部

別紙1 仕様書 3 調達物品に記載された各項目番号	調達物品の仕様 (左記項目番号の仕様について記載)	
(I) ラマン分光光度計		
	(1)	
	(2)	
	(3)	
	(4)	
	(5)	
	(6)	
	(7)	
	(8)	
	(9)	
	(10)	
	(11)	
	(12)	

	(13)	
	(14)	
	(15)	
	(16)	
	(17)	
	(18)	
	(19)	
	(20)	
	(21)	
	(22)	
	(23)	
	(24)	

	(25)		
	(26)		
	(27)		
	(28)		
	(29)		
(II)顕微赤外分光光度計			
	① 赤外分光光度計		
		(1)	
		(2)	
		(3)	
		(4)	
		(5)	
		(6)	

		(7)	
		(8)	
		(9)	
		(10)	
		(11)	
		(12)	
		(13)	
	②赤外顕微鏡		
		(14)	
		(15)	
(III)その他			
	① 納入機器		
		(1)	
		(2)	

	(3)	
② 搬入及び設置		
	(4)	
	(5)	
	(6)	
③ 補償		
	(7)	
④ 教育訓練		
	(8)	
	(9)	
⑤ その他		
	(10)	
	(11)	
	(12)	
	(13)	

仕様書
分光光度計装置 一式

令和2年12月

地方独立行政法人 青森県産業技術センター

1 調達目的

地方独立行政法人青森県産業技術センター工業総合研究所では、県内ものづくり企業の製造品の国内出荷および輸出拡大のために、当該企業の品質管理、異物の同定や新商品・新技術の材料面における評価等に係る技術支援の内容を拡充することとしている。

本調達では、高感度、高精度な部材、異物等の定性分析や劣化評価等が可能なラマン分光光度計、顕微赤外分光光度計及び各々の分光スペクトルデータベースで構成される分光光度計装置を整備するものである。

2 調達物品及び構成内訳

分光光度計装置 一式

装置の構成は、次のとおり。

- | | |
|--------------------------------|----|
| (ア) ラマン分光光度計及びラマン分光スペクトルデータベース | 一式 |
| (イ) 顕微赤外分光光度計及び赤外分光スペクトルデータベース | 一式 |

なお、本調達には、搬入・据付・配管・配線・ソフトウェアインストール・調整・動作確認・教育訓練・保守が含まれる。

3 調達物品の仕様

分光光度計装置の性能・機能、設置条件及び付帯する保証内容は以下の仕様を満たすこと。

(I) ラマン分光光度計

- (1) 励起光源は、 $465\pm 10\text{nm}$ (出力電力：25mW)、 $465\pm 10\text{nm}$ (同：50mW)、 $535\pm 10\text{nm}$ (同：50mW)、 $535\pm 10\text{nm}$ (同：100mW)、 $785\pm 10\text{nm}$ を具備すること。各励起光源の切り替えは、本機器制御用ソフトウェア上の操作、もしくは工業総合研究所職員の励起光源ユニットの装脱着により可能であること。なお、457、532nmの出力電力は可変制御でも可能とする。
- (2) グレーティング(回折格子)は、 $465\pm 10\text{nm}$ 、 $535\pm 10\text{nm}$ 、 $785\pm 10\text{nm}$ の各励起波長において広帯域測定用(最大測定波数範囲：8000～50 cm^{-1} 以上、最高波数分解：3.5 $\text{cm}^{-1}/\text{pixel}$ 以下)、通常測定用(最大測定波数範囲：8000～50 cm^{-1} 以上、最高波数分解：1.5 $\text{cm}^{-1}/\text{pixel}$ 以下)、高分解測定用(最大測定波数範囲：1500～100 cm^{-1} 以上、最高波数分解：0.7 $\text{cm}^{-1}/\text{pixel}$ 以下)の用途が使い分け可能な合計4枚以上を具備すること。
- (3) 各グレーティング(回折格子)の切り替えは、本機器制御用ソフトウェア上の操作、もしくは工業総合研究所職員のグレーティングユニットの装脱着により可能であること。
- (4) 検出器は、 -100°C 冷却型 EM-CCD であること。
- (5) 分光器への入射スリットは、ピンホールおよびスリットタイプを選択できること。

- (6) 試料のラマン分光イメージング画像を、X,Y 軸ともに 0.4 μ m ステップ以下で、自動取得できること。
- (7) 凹凸を有する試料、傾斜試料について、前処理無しに、試料表面のラマン分光イメージング画像が自動取得できること。
- (8) 偏光ラマン分光測定ができること。
- (9) X 軸 60mm 以上、Y 軸 60mm 以上の可動範囲を有する自動ステージを具備すること。
- (10) コンフォーカル光学系であり、コンフォーカル光学系の X,Y,Z 軸の空間分解能は 1 μ m 以下であること。
- (11) 顕微ラマン分光光度計と顕微赤外分光光度計の両機器において試料上の分析箇所 XY 位置情報および画像情報を共有でき、顕微ラマン分光分析時に XY 位置情報および画像情報を基に分析箇所に自動で移動する機能を有し、その誤差は $\pm 1\mu$ m 以下であること。
- (12) 前記(11)の機能を有する 40mm 幅までのフィルム、繊維などを保持できるステージを具備すること。
- (13) 10 倍以下、20 倍、100 倍の各対物レンズ、20 倍および 50 倍暗視野長作動可視対物レンズを具備すること。
- (14) 試料の明視野、暗視野画像が取得でき、また明視野観察と暗視野観察の照明を同時に照射した画像を画面上に表示可能であること。
- (15) 試料の透過観察が可能であること。
- (16) 試料室に設置可能な、試料を室温 \sim 500 $^{\circ}$ Cの任意の温度に加熱することができる加熱測定ステージを具備し、かつ本ステージを設置して JIS C6802 に定めるクラス 1 相当を維持できること。なお、本ステージは顕微赤外分光光度計との共用でも可能とする。
- (17) 角セル等に入っている溶液のラマン分光スペクトルを取得できること
- (18) グラファイト、アモルファス、DLC などのカーボン系材料の構造評価 (D、G バンドの強度比、面積値算出) ができること
- (19) 5 年以上使用可能なラマン分光スペクトル 20,000 件以上のデータベースを具備すること。
- (20) 試料 (粒子) のサイズ、面積、周囲長、水平・垂直フェレ径、縦横比、円形度、色を自動計測する分析・解析システムを具備すること。
- (21) 自動の光軸調整、波数補正機能を有していること。
- (22) 試料測定位置とレーザーの照射光を同時に観察表示可能であること。
- (23) レーザー (励起) 光の安全性は JIS C 6802 に定める Class 1 仕様を満たしていること。また、試料室の扉が開いている間は、安全装置によりレーザー (励起) 光

が試料室に照射されないこと。

- (24) 顕微ラマン分光分析と顕微赤外分光分析において、同じ試料の結果を各分析用データベースで検索し、顕微ラマン分光と顕微赤外分光の二つの検索結果を用いてスペクトル定性解析ができること。
- (25) 解析ソフト上で顕微ラマン分光と顕微赤外分光のスペクトルの重ね合わせ、ラマン分光イメージング画像と赤外分光イメージング画像の重ね合わせができること。
- (26) 取得データファイルを国際標準形式 JCAMP-DX、CSV、テキスト形式などに変換でき、また変換したファイルが Windows10 搭載 PC で開くことができること。
- (27) 制御／解析用ソフトウェアは日本語表示であること。
- (28) 制御／解析用 PC の表示装置は、画面サイズが 30 インチ以上、解像度 1920×1080 ピクセル以上、かつカラー表示であること。
- (29) 本ラマン分光光度計は、ラマン分光光度計用防振台を用意し、設置すること。

(II) 顕微赤外分光光度計

① 赤外分光光度計

- (1) 波数 7800～350 cm^{-1} の範囲を測定可能であること。
- (2) フーリエ変換方式であること。
- (3) 次の検出器を具備すること。検出器の切り替えは、本機器制御用ソフトウェア上の操作、もしくは工業総合研究所職員の検出器ユニットの装脱着により可能であること。
 - A) TGS 系検出器(検出波長範囲が 7800～350 cm^{-1} を含むこと)
 - B) MCT 系検出器(検出波長範囲が 7800～650 cm^{-1} を含むこと)
- (4) 測定方式として、透過測定、1 回反射 ATR 測定、多重 (5 回以上) 反射 ATR 測定が可能であること。
- (5) 1 回反射 ATR プリズムは、ダイヤモンド、ゲルマニウム、Zn/Se を具備すること。ATR プリズムの交換は、本機器制御用ソフトウェア上の操作、もしくは工業総合研究所職員の ATR プリズムユニットの装脱着により可能であること。
- (6) ダイヤモンドプリズムを用いた 1 回反射 ATR 測定時に、試料とプリズムとの設置面の観察が可能であること。
- (7) 1 回反射 ATR プリズム測定は、420×297×10mm サイズの試料を、屈曲等なしで測定できること
- (8) $\phi 5$ および $\phi 8\text{mm}$ の KBr、KCl プレートを作成するための器具、消耗品一式を具備すること。
- (9) 正反射測定ユニットおよび試料の赤外光反射率と放射率を計算するソフトウェアを具備すること。

- (10) 接着剤およびシール剤、ゴム関連剤、潤滑剤、界面活性剤、繊維関連剤、樹脂および添加剤、EPA、無機化合物、染料を全て含む 20000 件以上、かつ 5 年間以上使用可能な赤外分光スペクトルデータを具備すること。
- (11) 制御／解析用ソフトウェアは日本語表示であること。
- (12) 制御／解析用 PC の表示装置は、画面サイズが 30 インチ以上、解像度 1920×1080 ピクセル以上、かつカラー表示であること。
- (13) 取得データファイルを国際標準形式 JCAMP-DX、CSV、テキスト形式などに変換でき、また変換したファイルが Windows10 搭載 PC で開くことができること。

②赤外顕微鏡

- (14) 次の検出器を具備すること。検出器の切り替えは、本機器制御用ソフトウェア上の操作で可能、もしくは工業総合研究所職員の検出器ユニットの装脱着により可能であること。
 - A) アレイ MCT 検出器(検出波長範囲が 7000~650cm⁻¹ を含むこと)
 - B) MCT 検出器(検出波長範囲が 5000~650cm⁻¹ を含むこと)
 - C) TGS 系検出器(検出波長範囲が 4600~600cm⁻¹ を含むこと)
- (15) 測定方式として、透過測定、反射測定、ATR 測定が可能であること
- (16) 顕微 ATR プリズムとして、ダイヤモンド、ゲルマニウム、Zn/Se を具備すること。顕微 ATR プリズムの交換は、本機器制御用ソフトウェア上の操作で可能、もしくは工業総合研究所職員の検出器ユニットの装脱着により可能であること。
- (17) ダイヤモンドプリズムを用いた ATR 測定時に、試料とプリズムとの設置面の観察が可能であること。
- (18) 透過、反射、ATR の各測定方式でイメージング (マッピング) 測定が可能であること。
- (19) 可動範囲 X 方向 60mm 以上、Y 方向 60mm 以上、Z 方向 10mm 以上のソフトウェアで制御できるオートステージを具備すること。
- (20) オートステージは、ソフトウェアの他、ジョイスティック等で制御可能であること。
- (21) ATR プリズムとサンプルとの接触圧力をモニターし、一定圧力以上にならないように制御する機能を有していること。
- (22) 15 倍以上、かつ倍率の異なる 2 種の対物鏡、集光鏡を具備すること。
- (23) 偏光した赤外線により赤外分光分析ができること。
- (24) 試料室に設置可能な、試料を室温~500℃の任意の温度に加熱することができる加熱測定ステージを具備すること。なお、ラマン分光光度計との共用でも可能とする。
- (25) 試料室は、窒素などのガス体でパージ可能であること。

- (26) ダイヤモンドセルで挟み、圧力をかけることにより試料を薄く延ばすことができる治具を具備すること。
- (27) 大きさ 5~30mm の試料を保持し、保持試料上面の角度を 0~約 2 度の範囲内で任意変えられる治具を具備すること。
- (28) 顕微赤外分光光度計と顕微ラマン分光光度計の両機器において試料上の分析箇所 の XY 位置情報および画像情報を共有でき、顕微赤外分光分析時に XY 位置情報 および画像情報を基に分析箇所に自動で移動する機能を有し、その誤差は±1μm 以下であること。
- (29) 試料（粒子）のサイズ、面積、周囲長、水平・垂直フェレ径、縦横比、円形度、色を自動計測する分析・解析システムを具備すること
- (30) 同じ試料の顕微赤外分光および顕微ラマン分光の結果を各々データベース検索し、顕微赤外分光とラマン分光の二つの検索結果を用いてスペクトル定性解析ができること。
- (31) 解析ソフト上で顕微赤外分光と顕微ラマン分光のスペクトルの重ね合わせ、及びラマン分光イメージング画像と赤外分光イメージング画像の重ね合わせができること。
- (32) 取得データファイルを国際標準形式 JCAMP-DX、CSV、テキスト形式などに変換でき、また変換したファイルが Windows10 搭載 PC で開くことができること。
- (33) 制御／解析用ソフトウェアは日本語表示であること。
- (34) 制御／解析用 PC の表示装置は、画面サイズが 30 インチ以上、解像度 1920×1080 ピクセル以上、かつカラー表示であること。

(III) その他（納入機器、搬入、設置、保守、講習等）

① 納入機器

- (1) 全ての機器が AC100V 50Hz の電源で稼働すること。
- (2) 納入機器のメーカーの製品が、日本国内の国研や公設試（地独を含む）に納入された実績があること。
- (3) 納入機器のメーカーは、日本国内に、保守・メンテナンスのための要員を配置している拠点を有し、また、不具合発生時には、連絡から 1 ヶ月以内に納入機器の点検ができること。

② 搬入及び設置

- (4) 設置にあたり、発注者があらかじめ用意した一次側設備以外に必要な電源設備、給排水設備、空調設備、建設設備及びネットワーク設備等の必要な設備があれば受注者において用意すること。
- (5) 調達物品の設置に関し、機器の搬入、据付、配管、配線、調整及び設置工事は本調達に含むものとする。また、機器搬入等の際には、受注者が立ち会うものと

し、施設に損害を与えないよう搬入径路等に養生等を施すこと。なお、施設に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に連絡し、協議の上、改修すること。この場合の改修費用等は、受注者の負担とする。

- (6) 設置工事は納期、工事期間のスケジュールを発注者と事前に打ち合わせをし、そのスケジュールに従い完了すること。

③ 補償

- (7) 納入後、1年間は、隠れた瑕疵が認められた時には、無償でこれを補修、または取り替えること。

④ 教育訓練

- (8) 納品検収後に、システムの取扱説明に関する教育訓練を、日時及び場所を発注者と協議したうえで行うこと。なお、教育訓練に係る費用は受注者の負担とする。
- (9) 弊所の要望に応じて納入機器の利用者向けのフォローアップ講習および保守・メンテナンスを一回以上実施すること。なお、フォローアップ講習および保守・メンテナンスに係る費用は受注者の負担とする。

⑤ その他

- (10) 全て日本語であるマニュアルを1部以上付けること(海外メーカー製機器でマニュアルが外国語で記述されている場合は、同等の内容の日本語マニュアルを1部以上付けること)。
- (11) 本仕様書に記載のない事項であっても、運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項並びに社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任において充足すること。
- (12) 本仕様書に明示されていない事項又は内容に疑義が生じた事項については、受注者はその都度発注者と協議することとし、受注者の独断により決定しないものとする。発注者に協議せず受注者が一方的に決定した場合に生じた不具合については、発注者の指示により受注者の責任においてこれを改修するものとする。
- (13) 前項に定める協議を行ったときは、受注者は7日以内に打合せ議事録を作成し、発注者に提出してその承認を受けるものとする。

4 納入場所

地方独立行政法人青森県産業技術センター 工業総合研究所 1階機器分析室
(青森県青森市大字野木字山口221-10)

5 納入期限

令和3年2月26日(金)

6 その他

- (1) 調達物品は、入札時点で製品化されていること。
- (2) 調達物品の搬入等の日程については、発注者と協議の上、決定すること。

物品売買契約書(案)

受注者

黒石市田中82番地9号

発注者 地方独立行政法人

青森県産業技術センター

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり(ただし、第2条()、第10条()を除く。)契約を締結した。

(売買物品及び売買代金)

第1条 受注者は、次に掲げる物品(以下「売買物品」という。)を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

(1) 物品の名称等

ア 名称 分光光度計装置

イ 数量 一式

ウ 規格等 別紙「購入物品」のとおり

(2) 金額 ￥.

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥.)

(契約保証金)

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

(売買物品の納入等)

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 納入期限 令和3年2月26日

(2) 納入場所 地方独立行政法人青森県産業技術センター 工業総合研究所

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、納品書を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なく発注者に書面により理由を付して通知しなければならない。

(売買物品の検査等)

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものと

する。

- 2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。
- 3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。
- 4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受領した日の属する月の翌月末までに売買代金を支払うものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第7条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第8条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金(既納部分に係るものを除く。)の額につき年2.6パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除することができる。

(契約不適合責任)

第9条 受注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償(以下「履行の追完等又は損害賠償」という。)の責めを負うものとする。ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、発注者がその契約不適合の事実を知った時から1年以内に受注者にその旨を通知して行わなければならない。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。
- (2) 第7条の規定に違反して、代金債権を譲渡したとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。
- (4) 第3条第1項の納入期限までに物品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第4号の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(契約保証金の帰属)

第11条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第11条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 第8条第2項の規定は、前項の違約金を徴収する場合に準用する。

(損害賠償)

第12条 発注者は、第10条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第13条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

第14条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議事項)

第15条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

受注者

印

発注者

黒石市田中82番地9号
地方独立行政法人
青森県産業技術センター
理事長 成田 勝治

印

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この葉は削除し、契約書には綴り込まないこと。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

- 1 契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）
第2条(A)、第11条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）
第2条(A)、第11条(A)
- 3 実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）
第2条(A)、第11条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）
第2条(B)、第11条(B)